

定 款



日本 山村硝子株式会社

定 款

第1章 総 則

(商 号)

第 1 条 当社は、日本山村硝子株式会社と称する。
英文では、Nihon Yamamura Glass Co., Ltd.と表示する。

(目 的)

第 2 条 当社は、次に掲げる事業を営むことを目的とする。

- (1) 各種容器製品の製造並びに販売
- (2) 窯業製品の製造並びに販売
- (3) 電気機械器具用部品の製造、加工並びに販売
- (4) 機器及びプラント類の設計、製作、販売並びに設置
工事
- (5) 農産物の生産、加工並びに販売
- (6) 食品の生産、加工並びに販売
- (7) 倉庫業
- (8) 貨物自動車運送事業、自動車運送取扱事業
- (9) 工場及び倉庫内の荷役作業及び取り扱い貨物の管理
業務
- (10) 中古機器及び設備の買取り並びに販売
- (11) 前各号に関連する技術その他の情報の販売
- (12) 事業の運営上必要な他の事業に対する投資
- (13) 前各号に附帯する一切の業務

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を尼崎市に置く。

(公告方法)

第 4 条 当社の公告は、電子公告により行う。

2. やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第 5 条 当社の発行可能株式総数は、30,000,000 株とする。

(自己の株式の取得)

第 6 条 当社は、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第 7 条 当社の 1 単元の株式数は、100 株とする。

(単元未満株式の買増し)

第 8 条 単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すこと（以下「買増し」という。）を当会社に請求することができる。

2. 前項の請求があった場合において、当社が売り渡すこととなる数の株式を有しないときは、当社は前項の請求に応じないことができる。

(单元未満株主の権利制限)

第 9 条 当会社の单元未満株主は、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利
- (2) 募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (3) 前条に規定する单元未満株式の買増しを請求することができる権利

(株式取扱規則)

第 10 条 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、单元未満株式の買取り・買増し、その他株式又は新株予約権に関する取扱及びその手数料については、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、取締役会の定める株式取扱規則による。

(株主名簿管理人)

第 11 条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、公告する。
3. 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、单元未満株式の買取り・買増し、その他株式並びに新株予約権に関する事務はすべて株主名簿管理人に取扱わせ、当会社においては取扱わない。

(基準日)

第12条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

2. 前項にかかわらず、必要がある場合には、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日における最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は登録株式質権者とするができる。

第3章 株 主 総 会

(株主総会の招集)

第13条 当社の定時株主総会は、毎年6月に招集し、臨時株主総会は必要がある場合に招集する。

(株主総会の招集権者及び議長)

第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役会においてあらかじめ定めた取締役が招集する。当該取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により他の取締役が招集する。

2. 株主総会においては、取締役会においてあらかじめ定めた取締役が議長となる。当該取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により他の取締役が議長となる。

(電子提供措置等)

第 15 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。

2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日まで书面交付請求した株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。

(株主総会の決議の方法)

第 16 条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第 309 条第 2 項の定めによる決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第 17 条 株主がその議決権の行使を委任する代理人は、当社の議決権を有する他の株主 1 名に限る。

2. 前項の場合には、株主又は代理人は、代理権を証明する書面を、株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。

(株主総会の議事録)

第 18 条 株主総会の議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、これを 10 年間本店に、その謄本を 5 年間支店に備え置く。

第4章 取締役及び取締役会

(取締役会の設置)

第19条 当会社は、取締役会を置く。

(取締役の選任)

第20条 取締役は、監査等委員である取締役（以下、「監査等委員」という。）とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって選任する。

2. 取締役の選任決議については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(取締役の定員)

第21条 取締役（監査等委員であるものを除く。）は、8名以内とする。

2. 監査等委員は、5名以内とする。

(取締役の任期)

第22条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 前項の規定にかかわらず、監査等委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
3. 補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了する時までとする。

(取締役の報酬等)

第 23 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当
会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、
株主総会の決議によって監査等委員とそれ以外の取締役
とを区別して定める。

(取締役の責任免除)

第 24 条 当会社は、取締役(業務執行取締役等である者を除く。)
との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法
令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定す
る契約を締結することができる。ただし、当該契約に基
づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額
とする。

(取締役会の招集及び細則)

第 25 条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の 3 日
前までに発するものとする。ただし、緊急の場合はこの
期間を短縮することができる。

2. 取締役会の細目についての規定は、取締役会の定める
ところによる。

(取締役会の決議方法)

第 26 条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役
の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第 27 条 当会社は、取締役の全員が取締役会の決議事項につい
て書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議
事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみな
す。

(業務執行の決定の取締役への委任)

第 28 条 当会社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。）の決定を取締役に委任することができる。

(代表取締役及び役付取締役)

第 29 条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

2. 取締役会は、その決議によって取締役会長 1 名、取締役社長 1 名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会の議事録)

第 30 条 取締役会の議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役が署名又は記名押印又は電子署名の上、これを 10 年間本店に備え置く。

第 5 章 監査等委員会

(監査等委員会の設置)

第 31 条 当会社は、監査等委員会を置く。

(監査等委員会の招集及び細則)

第 32 条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の 3 日前までに発するものとする。ただし、緊急の場合はこの期間を短縮することができる。

2. 監査等委員会の細目についての規定は、監査等委員会の定めるところによる。

(監査等委員会の決議方法)

第 33 条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その出席監査等委員の過半数をもって行う。

(監査等委員会の議事録)

第 34 条 監査等委員会の議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した監査等委員が署名又は記名押印又は電子署名の上、これを 10 年間本店に備え置く。

第6章 会 計 監 査 人

(会計監査人の設置)

第 35 条 当会社は、会計監査人を置く。

(会計監査人の選任)

第 36 条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第 37 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第 38 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

第7章 計 算

(事業年度)

第 39 条 当会社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(期末配当金)

第 40 条 当会社は、株主総会の決議によって、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を支払う。

(中間配当金)

第 41 条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、会社法第 454 条第 5 項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。

(期末配当金等の除斥期間)

第 42 条 期末配当金及び中間配当金が、支払開始の日から 5 年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。

2. 未払の期末配当金及び中間配当金には、利息をつけない。

附 則

(監査役の責任免除に関する経過措置)

第 88 期定時株主総会終結前の監査役（監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第 36 条の定めるところによる。

昭和 29 年 12 月 1 日制定

変 更

昭和 30 年 6 月 20 日	平成 3 年 6 月 27 日
昭和 33 年 7 月 7 日	平成 6 年 6 月 29 日
昭和 35 年 2 月 20 日	平成 7 年 6 月 29 日
昭和 36 年 6 月 1 日	平成 10 年 10 月 1 日
昭和 36 年 8 月 15 日	平成 14 年 6 月 27 日
昭和 37 年 2 月 26 日	平成 15 年 6 月 27 日
昭和 37 年 9 月 21 日	平成 16 年 6 月 29 日
昭和 39 年 2 月 26 日	平成 18 年 6 月 28 日
昭和 48 年 8 月 29 日	平成 20 年 6 月 26 日
昭和 50 年 8 月 29 日	平成 21 年 6 月 25 日
昭和 54 年 9 月 20 日	平成 27 年 6 月 25 日
昭和 57 年 10 月 1 日	平成 29 年 6 月 28 日
昭和 62 年 9 月 28 日	平成 30 年 10 月 1 日
平成 元年 6 月 29 日	令和 4 年 6 月 28 日

